

営業時間短縮要請関連事業者等支援金

宮崎県の緊急事態宣言の発出に伴い、飲食店等の時短営業により影響を受けて売上高が減少した事業者等に対し、**市独自の営業時間短縮要請関連事業者等支援金**を支給します。

1 事業概要

(1) 対象事業者

- ① 時短営業した飲食店等と直接取引がある事業者
(酒店、卸売店、おしぼり納入業、クリーニング店 等)
- ② タクシー事業者、運転代行業者
- ③ 営業時間短縮要請協力金の支給対象外の飲食店等運営事業者
(通常の営業時間が午前5時から午後8時までの飲食店を運営する事業者等)

(2) 支給要件

今年1月又は2月の売上高が前年同月に比べ**20%以上減少**していること

(3) 支援金額

20万円(事業者毎)



	【参考】営業時間短縮要請協力金(国・県・市)	今回新設の関連事業者等支援金
対 象	時短営業(1/9・1/11~2/7)を行った飲食店等	飲食店等の時短要請の影響を受ける事業者等
金 額	1店舗当たり1日4万円	1事業者当たり20万円

	対 象	売上減少 (前年同月比)	支援額
都城市 営業時間短縮要請関連 事業者等支援金	①②時短営業した飲食店等と直接取引のある事業者等※ ③営業時間短縮要請協力金の支給対象外の飲食店等運営事業者	▲20%以上	20万円
宮崎県 飲食関連事業者等 緊急支援金	時短営業した飲食店等と直接取引のある事業者等	▲50%以上	20万円

※①②に該当する事業者は、宮崎県の支援金と合わせて受給可能

支援金支給の申請方法・申請時期等は詳細が決まり次第、市ホームページ等でお知らせいたします。

2 予算額 4億6,555万円

- ・ 営業時間短縮要請関連事業者等支援金 20万円×2,300事業者 = 4億6千万円
- ・ 事務費 555万円